

## 用語の解説

用語	解説																																										
俸給	<p>俸給は、正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に応じて定められる。その職務の種類に応じて俸給表が定められており、俸給表には職務に応じて級が設けられ、それぞれの級に号俸が定められている。</p> <p>※俸給には、俸給表に定められている俸給月額のほか、俸給の調整額等も含まれる。俸給表の種類は、次に掲げるとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>俸給表</th> <th>職員の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職俸給表（一）</td> <td>一般行政職員</td> </tr> <tr> <td>行政職俸給表（二）</td> <td>守衛、用務員、自動車運転手</td> </tr> <tr> <td>専門行政職俸給表</td> <td>航空管制官、特許庁の審査官</td> </tr> <tr> <td>税務職俸給表</td> <td>税務署職員</td> </tr> <tr> <td>公安職俸給表（一）</td> <td>皇宮護衛官、刑務官、入国警備官</td> </tr> <tr> <td>公安職俸給表（二）</td> <td>海上保安官</td> </tr> <tr> <td>海事職俸給表（一）</td> <td>船長、機関長、航海士</td> </tr> <tr> <td>海事職俸給表（二）</td> <td>甲板長、機関員</td> </tr> <tr> <td>教育職俸給表（一）</td> <td>大学に準ずる学校（気象大学校等）の教授、准教授</td> </tr> <tr> <td>教育職俸給表（二）</td> <td>国立障害者リハビリテーションセンターの教官</td> </tr> <tr> <td>研究職俸給表</td> <td>研究員</td> </tr> <tr> <td>医療職俸給表（一）</td> <td>医師、歯科医師</td> </tr> <tr> <td>医療職俸給表（二）</td> <td>薬剤師、栄養士</td> </tr> <tr> <td>医療職俸給表（三）</td> <td>保健師、看護師</td> </tr> <tr> <td>福祉職俸給表</td> <td>障害者支援施設の生活支援員、介護員</td> </tr> <tr> <td>専門スタッフ職俸給表</td> <td>政策情報分析官、国際総合研究官</td> </tr> <tr> <td>指定職俸給表</td> <td>事務次官、本府省局長、審議官</td> </tr> <tr> <td>特定任期付職員俸給表</td> <td>高度の専門的業務を行う任期付職員</td> </tr> <tr> <td>第一号任期付研究員俸給表</td> <td>招へい型任期付研究員</td> </tr> <tr> <td>第二号任期付研究員俸給表</td> <td>若手育成型任期付研究員</td> </tr> </tbody> </table>	俸給表	職員の例	行政職俸給表（一）	一般行政職員	行政職俸給表（二）	守衛、用務員、自動車運転手	専門行政職俸給表	航空管制官、特許庁の審査官	税務職俸給表	税務署職員	公安職俸給表（一）	皇宮護衛官、刑務官、入国警備官	公安職俸給表（二）	海上保安官	海事職俸給表（一）	船長、機関長、航海士	海事職俸給表（二）	甲板長、機関員	教育職俸給表（一）	大学に準ずる学校（気象大学校等）の教授、准教授	教育職俸給表（二）	国立障害者リハビリテーションセンターの教官	研究職俸給表	研究員	医療職俸給表（一）	医師、歯科医師	医療職俸給表（二）	薬剤師、栄養士	医療職俸給表（三）	保健師、看護師	福祉職俸給表	障害者支援施設の生活支援員、介護員	専門スタッフ職俸給表	政策情報分析官、国際総合研究官	指定職俸給表	事務次官、本府省局長、審議官	特定任期付職員俸給表	高度の専門的業務を行う任期付職員	第一号任期付研究員俸給表	招へい型任期付研究員	第二号任期付研究員俸給表	若手育成型任期付研究員
俸給表	職員の例																																										
行政職俸給表（一）	一般行政職員																																										
行政職俸給表（二）	守衛、用務員、自動車運転手																																										
専門行政職俸給表	航空管制官、特許庁の審査官																																										
税務職俸給表	税務署職員																																										
公安職俸給表（一）	皇宮護衛官、刑務官、入国警備官																																										
公安職俸給表（二）	海上保安官																																										
海事職俸給表（一）	船長、機関長、航海士																																										
海事職俸給表（二）	甲板長、機関員																																										
教育職俸給表（一）	大学に準ずる学校（気象大学校等）の教授、准教授																																										
教育職俸給表（二）	国立障害者リハビリテーションセンターの教官																																										
研究職俸給表	研究員																																										
医療職俸給表（一）	医師、歯科医師																																										
医療職俸給表（二）	薬剤師、栄養士																																										
医療職俸給表（三）	保健師、看護師																																										
福祉職俸給表	障害者支援施設の生活支援員、介護員																																										
専門スタッフ職俸給表	政策情報分析官、国際総合研究官																																										
指定職俸給表	事務次官、本府省局長、審議官																																										
特定任期付職員俸給表	高度の専門的業務を行う任期付職員																																										
第一号任期付研究員俸給表	招へい型任期付研究員																																										
第二号任期付研究員俸給表	若手育成型任期付研究員																																										
俸給の調整額	職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し、その特殊性に基づいて俸給月額を調整するために支給されるものである。																																										
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当である。																																										
俸給の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づいて支給される手当である。																																										
本府省業務調整手当	行政機関の内部部局の業務に従事する職員（管理職員を除く。）に支給される手当である。																																										
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給される手当である。																																										
広域異動手当	職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、官署間の距離及び住居と官署との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときに、支給される手当である。																																										

初任給調整手当	医学、歯学又は科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な官職に新たに採用された職員に支給される手当である。
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員及び単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給される手当である。
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員に支給される手当である。
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給される手当である。
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給される手当である。
寒冷地手当	北海道その他の寒冷地域に在勤する職員並びに寒冷及び積雪の度を考慮してこれらの地域に所在する官署との権衡上必要がある官署に在勤する職員に支給される手当である。
専門スタッフ職調整手当	専門スタッフ職俸給表3級職員が極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事する場合に、支給される手当である。